

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 5 月 21 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次
33 守山 孝之・35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫
38 中川 和雄・39 藤田 武・40 結城 晋三・42 片岡 眞郁

以上 16 名

欠席部会委員 47 中谷 秀也

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・大原主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：藤巻担当副主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：前山主査

議事録署名者 25 伊藤 武則・35 池田 昌司

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 農業生産法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 5 号 買受適格証明願 (公売) について

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第5回第2農地部会を開会させていただきます。 本日は、中谷委員が欠席です。よろしくお願いいたします。 議事録署名に25番 伊藤委員・35番 池田委員、ご兩人よろしくお願いいたします。</p> <p>まず初めに、報告事項から入らせていただきますので、一括して、事務局、よろしくお願いいたします。お願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から15で、2ページになりますが、合計で件数は15件、面積は39,339㎡で、その内訳は田が37,630㎡、畑が1,709㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 3ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から7で、5ページになりますが、合計で件数は7件、面積は19,933㎡で、その内訳は田が14,837㎡、畑が5,096㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 6ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1、長屋住宅用地、番号2、一般個人住宅用地。 件数はこの2件で、合計面積は1,509㎡。この内訳は田が419㎡、畑が1,090㎡でございます。 7ページをお願いいたします。 報告第4号 農業生産法人の定期報告についてでございます。 番号1、有限会社めぐみの里、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で2.65ha、畑で0.31ha、合計2.96ha。 この1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案事項に入らせていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>8ページをお願いいたします。</p>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

それでは番号1から説明させていただきます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積13,315㎡、渡人 _____、面積10,019㎡、申請地 牧町北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積727㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方で耕作が不便である渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、面積13,688㎡、渡人 _____、面積2,568.78㎡、申請地 稲葉町中山 _____、台帳地目・現況地目、田、面積1,208㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足で営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、面積13,688㎡、渡人 _____、面積6,908㎡、申請地 稲葉町中山 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,587㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足で営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、面積13,688㎡、渡人 _____、面積4,077㎡、申請地 稲葉町中山 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積392㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足で営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 波瀬、受人 _____、面積168㎡、渡人 _____、面積394㎡、申請地 一志町波瀬国束 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積394㎡。

これにつきましては、受人は、後継者が不在で離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、このほか、次の番号6で192㎡の所有権移転と、利用集積で3,232㎡の農地を借用する予定です。

番号6、地区 波瀬、受人 _____、面積168㎡、渡人 _____、面積677㎡、申請地 一志町波瀬国束 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積192㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 家城、受人 _____、面積15,411㎡、渡人 _____、面積2,223.18㎡、申請地 白山町北家城八幡 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,601㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 川口、受人 _____、面積4,736㎡、渡人 _____、面積4,736㎡、申請地 白山町川口立花 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,237㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。

なお、このほか、利用集積で722㎡の農地を借用する予定です。

以上、件数は8件で、合計面積は8,338㎡。この内訳は田が7,025

m²、畑が1, 313m²でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありました。それでは、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。ただいま事務局の説明どおりでございます。場所は、
_____の北東300mぐらいのところですか。ここは畑ばかりです。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。2番、3番、4番と説明させていただきます。
15日に、事務局と委員で現地確認に行っていました。場所は、
_____の集落の東、約2kmのところ、県道_____に面しています。ちょうどそこから道路が分かれています、北へ行きますと500mくらいで国道163号、_____というところへ出ます。その道路が交わった三差路のところ、現状としては耕地整理がしてありまして、見た感じは、地番は分かれていますけれども、1筆になっておりまして何ら問題はないかと思われまます。詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。
以上です。

議長 ありがとうございます。
5番、6番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。15日に現地確認してきました。事務局の説明どおりですが、皆さんのおかげで、下限面積を30aにさせていただきました。受人さんは、今まで土地を何も持ってみえませんでした。それで、これから耕作をやるということで、荒れ地を購入されたということです。ほかに問題何もありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。
7番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井です。家城の7番について説明をいたします。15日の午後、地元委員3名、事務局1名で現地の確認を行いました。場所は、家城に
_____があるんですが、それから八ツ山へ抜ける幅の広い道路がついております。途中に、_____があるんですが、それからちょっと西側の小高いところに_____がございます。その真下が現地でございます。申請内容につきましては、事務局の説明どおりでございます。何ら問題はございませんので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長	ありがとうございます。 8番、お願いします。
池田委員	35番、池田です。15日に、地元委員3名と事務局とで現地を午後から見ました。場所的には、一志から初瀬街道を走りますと、川口に入ります。川口へ入ったところから_____のほうへ行く道がありまして、それを、踏切を越えて50mぐらい行った左側のほうにずっと田んぼが広がっています。そのうちの二枚ということです。事務局の説明どおり、何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま地元委員の説明がございましたけれども、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。
事 務 局	9ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 須ヶ瀬町大通_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積61㎡です。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積512㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、249.6㎡、転用面積の48.8%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 中村町神津前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積107㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接宅地と合わせて一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲葉山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積674㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は351㎡、転用面積の52%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町田尻上ノ_____、台帳地目・現況地目 畑、面積353㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地及び物置用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 家城、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町北家城八幡_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,360㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、飼料用倉庫用地とするものです。

なお、申請地は、平成26年12月に渡人が贈与を受けたもので、早期の転用に当たりますが、隣接地で畜産業を営む受人からの要望があったことから、このたびの転用許可申請を行う旨の理由書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 八ッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町山田野桑原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積197㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は3,264㎡。この内訳は、田が1,360㎡、畑が1,904㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

稲葉委員

26番、稲葉^{いなば}です。15日に現地確認に行っていました。場所は久居元町から須ヶ瀬へ抜ける_____のすぐ西側の集落でありまして、道路から10mぐらいの西側にあります。事務局の説明どおりであります。どうぞよろしくご審議お願いします。

議 長

ありがとうございます。

2、3、4、お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木です。2、3、4と説明させていただきます。

これも15日に現地確認に行っていました。2番の現地は、国道165号で、長野川を渡る入田橋があります。その東約500mのところ、国道か

ら10mぐらい入った地点で、一般の住宅にはちょっと若干接している面ありますけれども、アパートの近くにあり、何ら問題はないかと思われま

3番は、中村町の中心にあり、譲受人、譲渡人、娘さんと親になります。娘さんが親御さんのところへ帰ってみえるということで、何ら問題はありません。

そして、4番です。3カ月前に、_____の周辺で太陽光発電の申請が出てきまして説明させていただきましたが、その周辺です。ちょうど_____の東側になりまして、周辺も住宅が建っているところです。詳細については事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思われま

議長 ありがとうございます。
5番、お願いします。

田中委員 32番、田中です。15日の午後から、地元委員4名と事務局2名で確認を
してまいりました。場所につきましては、_____の東150mのところ
でございます。内容については、事務局説明どおりですので、ひとつよろしくお願
いします。以上です。

議長 6番、お願いします。

浅井委員 34番、浅井です。6番について説明をさせていただきます。15日に、現
地確認を行いました。場所は、3条で先ほど説明をさせていただきました場所
とほぼ地続きのところ場所でございます。面積が1,000㎡を超すとい
うことで、本部から守山会長、諸戸部会長、それから事務局に集まってい
たきまして確認を行いました。現在、_____には1,300頭ほどの和牛を飼
育されておりまして、その真下へ倉庫を建てられるということでございま
すので、端には何も家も建っておりませんので、全く支障のないものと思われま
すので、ひとつご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 7番、お願いします。

池田委員 35番、池田です。7番について説明させていただきます。場所的には、
_____から藤のほうへ走っていくところで、山田野地区ということで、
_____がここの右手にありまして、その左側に入ったところ
でございます。畑になっておりまして、申請者の自宅の真前ということで、その畑が狭い畑で
ございますけれども、その上は赤道ということで、何ら問題はないとい
うことでございまして、事務局の説明どおりでありますので、よろしくお願
いします。

議長 ありがとうございます。

議長 はい、ありがとうございます。
ただいま地元委員より説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺い
したいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____外1名、申請地 久居野村町駒屋 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積495㎡外1筆、合計面積538㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と5年間の賃貸借契約を締結し、申請地を隣接診療所への貸し駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。

大井委員 27番、大井です。番号1は、15日に現地確認に行つてまいりました。場所は、国道165号 _____ の北側、 _____ がある交差点があるんですけども、その国道をさらに南向いて行き、近鉄の高架を越えて、 _____ という池が _____ あります。そのところに _____ がありまして、今回、その駐車場ということです。現況畑になっていますけれども、現地は、もう直径10cmぐらいの雑木が生えているような状態で、到底畑とは思えないような状態です。今回の転用には、特に問題はないと思われまますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
地元委員より説明ございましたが、皆様のご意見がありましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号については、許可することと決定したいと思います。</p> <p>引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 高岡、借り人 有限会社_____ 取締役 _____、貸し人 _____、申請地 一志町日置北浦_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積136㎡外1筆、合計面積1,148㎡です。</p> <p>これにつきましては、借り人は、申請地に10年間の使用貸借権を設定し、事務所兼直売所を建築するものですが、申請地の一部に平成5年と平成8年に倉庫などを建築しており、始末書の提出があります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明がありましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。</p>
田中委員	<p>32番、田中です。番号1は、15日確認をしてまいりました。1,000㎡を超えておりますので、会長、地元委員、事務局で確認をさせていただきました。</p> <p>場所につきましては、一志美杉線の日置という_____があるんですが、その北側200mほどの場所です。そこには、有限会社_____がございます。その一部の敷地内でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>内容については、事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員より説明がございましたけれども、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第4号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号 買受適格証明願を議題とします。事務局説明お願</p>

いします。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第5号 買受適格証明願（公売）についてでございます。

番号1、地区 久居、公売対象農地 久居北口町洗ヶ瀬_____、台帳地目田、現況地目 畑、面積1,078㎡外4筆、合計面積3,460㎡、申請人_____。

これにつきましては、三重地方税管理回収機構による公売に参加するための買受適格証明でございます。

また、農地法第5条第1項の規定による許可申請（農業委員会許可・所有権移転）も同時に提出されておりますので、あわせて審議をいただこうとするものです。

申請人は、買受後の公売対象農地及び原野、山林を一体利用の上、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、1,605.89㎡で、全体面積の42.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしており、買受適格証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。お願いします。

伊藤委員

25番、伊藤です。15日、会長、地元委員事務局で現地確認を行いました。場所は、_____から高茶屋方面へ1kmぐらい行ったところに、_____があります。そこから北へ向かうこと500mのところでございます。事務局の説明どおり何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

地元委員の説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積

計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で35,938㎡、畑の賃貸借で351㎡、契約件数は14件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で31,338㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,082㎡、契約件数は34件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10,938㎡、契約件数は4件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で6,198㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて84,412㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて4,433㎡で、合計契約件数は55件、合計面積は88,845㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区8件、一志地区15件、白山地区2件、美杉地区2件、合計で27件、合計面積77,291㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議された議案は、審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後 2 時 3 6 分

上記は、第 5 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 7 年 5 月 2 1 日

議 長 _____

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____